

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保険医の指定
- 診療所所在地の変更
- 保険医の指定取消
- 保安林の指定解除
- 鳥取県立農業講習所講習生の募集
- 身体障害者福祉法による医師の指定

告示

鳥取県告示第六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

◇教委告示

肝てつ、検査等の実施
土地改良区設立認可
土地改良事業認可
土地改良区役員の退任及び就任
草地改良事業受託規程

昭和三十一年度県立高等学校入学者選抜実施要項

学区外志願者取扱要項
県外志願者取扱要項

◇公安告示

聴開会の開催

◇人委規則

昭和三十一年二月分の給料の支給期日の特例に関する規則

診療科名	診療所		氏名	指定年月日
	名称	所在地		
外科	駐留軍要員健康保険組合広島支部 鳥取支所美保診療所	西伯郡境港町小篠津町	大田 齊護	昭和三十年七月二十五日
齒科	柏原齒科医院	米子市皆生一七五〇ノ四四	柏原 国男	十一月十六日

鳥取県告示第七号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	新診療所名称	診療所所在地		変更理由	氏名	変更年月日
		新	旧			

齒科 木本齒科医院 倉吉市宮川町一八五ノ三 倉吉市新町一丁目 住所の 木本 正徳 昭和三十年九月一日

宮地齒科医院 岡山県新見市西方町緑町 西伯郡淀江町大字淀江七七 管外転 宮地甲子郎 九月十五日

内科、財団法人 碓玉県北足立郡鳩ヶ谷浦 西伯郡境港町小篠津町八九 遠藤 壽夫 九月二十日
小児科 鳩ヶ谷診療所 寺八五〇

内科 井崎 医院 鳥取市東品治町一五六ノ 岩美郡岩美町大字岩井八〇 住所の 井崎 太郎 十一月十九日
三 四 変更

鳥取県告示第八号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第七条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	名称	所在地	氏名	取消理由	取消年月日
				取消理由	取消年月日

内小児科 君野 医院 八頭郡若櫻町大字若櫻二九九 君野 清三 死亡 昭和三十年十月三日

外科 日野 病院 日野郡根雨町 山名 勝 辞任 十一月十四日

鳥取県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

市郡	町村	大字	字	地番	全面積	解除面積	指定の目的 解除の理由	所有者	申請者
東伯	羽合	長瀬	二ノ御建	一、九五三	町八〇六、八〇六、八〇六、〇四〇、〇四〇	町八〇六、八〇六、〇四〇、〇四〇	飛砂防備公 益上の理由	東伯郡羽合町	羽合町長 秋田義治

鳥取県告示第十号

昭和三十一年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 講習の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員等農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の養成を目的とする。

二 講習区分及び修業年限

1、本科 二箇年 農業技術指導者の養成

2、実科 一箇年 農村中堅人物の養成

イ、普通実科 農業技術一般について習得せしめる。

ロ、果実実科 果樹栽培技術を習得せしめる。

三 講習の場所

本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

果実実科 岩美郡津ノ井村 県農業試験場津ノ井果樹分場

そ、菜実科 米子市旗ヶ崎 県農業試験場西伯分場

四 入所資格

1、本科

イ、新制高等学校又はこれに準ずる教育機関の卒業生

ロ、旧制中等学校(乙種農学校を含む)卒業後一箇

年以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は

実務に従事した者又はこれに準ずるもの

2、実科 新制中学校の卒業生

五 募集人員

1、本科 十五人以内

2、実科

イ、普通実科 三十人以上

ロ、果実実科 若干人

ハ、そ、菜実科 二十人以上

六 入所試験期日及び場所

1、期日 昭和三十一年三月二十二日 午前九時から

2、場所 鳥取市吉成 県立農業講習所 但しそ、菜実

科については米子市旗ヶ崎県農業試験場西

伯分場において行う。

七 入所試験の方法

次の科目について筆記試験を行う外、人物検査を行う。

1、本科

イ、数学 一般数学、解析一、解析二、幾何の

四科目中より一科目を選択受験させる。

ロ、理科 物理、化学、生物、地学の四科目中

から高等学校農業科卒業の者は一科

目、その他の者は二科目を選択受験

させる。

ハ、農業一般 高等学校農業科卒業者に受験させる。

二、社会常識

2、実科

イ、数学

ロ、作文

八 出願手続

入所希望者は次の書類各一通を農業講習所長あて三月

十五日までに提出すること。

1、入所願書(農業講習所に請求のこと)

2、最終学校の成績証明書(在校期間中各学年ごとの成績とし学校長封印のもの)

3、身体検査証

4、履歴書

5、戸籍抄本

6、写真(無帽正面向半身像のもの)

7、四の口、の者にあつては、所定の経験を証する証
明書

鳥取県告示第十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十五条第一項の規定にもとずき身体障害者が診断をう
ける医師を昭和三十年十二月十日次のように指定した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定診療科名氏 名 住 所

内 科	安田 稔	鳥取市西町	鳥取赤十字病院内
整形外科	田中 仙二	古市	市立鳥取市民病院内
内 科	川村 達男	"	"
"	竹内 惣二	"	"
外 科	湯浅 重夫	岩美郡宇倍野村大字奥谷	国立療養所鳥取病院内
内 科	藤尾 正人	倉吉市越殿町	厚生病院内
眼 科	足立 啓	"	"

内 科	丸山 郁彦	"	"
外 科	入江 孝	"	"
整形外科	花北 良臣	米子市西町	鳥取大学医学部附属病院内
外 科	隈本 正司	"	"
"	高松 新一	"	"
"	段塚 敏英	"	皆生国立米子療養所内
内 科	牧野礼一郎	"	"
"	渡部 元	西伯郡境港町相生町六二	"
"	井沢 清	"	竹内町六九四
"	潮馨 覚	"	会見町三崎三七
"	菅 隆	"	西伯町西伯病院内
外 科	伊崎 周介	"	"
内 科	大饗 喜一	日野郡根雨町日野病院内	"

鳥取県告示第十二号

次のように肝てつ、の検査及び駆除を実施するから家畜傳
染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の

規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけるこ
とを命ずる。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ、の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、但し生後四箇月以内、分娩前後一箇月以
内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法
検査 渡辺式虫卵検査法
小野式皮内注射反応検査法
駆除 ――ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施月日	実施区域	実施場所
一月十七日	西伯郡淀江町字田川	同上
" 十八日	"	"

" 十九日	"	"
" 二十日	"	"
" 二十四日	西伯郡淀江町淀江	"
" 二十五日	"	"
" 二十六日	"	"
" 二十七日	西伯郡名和町庄内	"
" 二十八日	"	"
" 三十日	"	"

鳥取県告示第十三号

日野郡江府町大字俣野加藤光喜外十四人の者から申請の
あつた池の内土地改良区の設立について、土地改良法（
昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に
より、昭和三十一年一月七日認可した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八
条第三項において準用する第十条第一項の規定により、
土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、
次のように認可した。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

土地改良区の名称 認可年月日

浜坂土地改良区 昭和三十一年一月九日

泊村原 ” ”

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

足山土地改良区

就任した役員の名及び住所

足山土地改良区

理事 坪内 薫 鳥取市足山

片岡 気録 ” ”

前田 貞一 ” ”

田中 良穂 ” ”

池本 元市郎 ” ”

森 一 ” ”

森 貞夫 ” ”

宮本 正 ” ”

西口 鉄治 ” ”

西口 幸男 ” ”

理事 坪内 薫 鳥取市足山

片岡 気録 ” ”

前田 貞一 ” ”

田中 良穂 ” ”

池本 元市郎 ” ”

森 一 ” ”

森 貞夫 ” ”

宮本 正 ” ”

西口 鉄治 ” ”

西口 幸男 ” ”

田辺 長次郎 ” ”

田 益吉 ” ”

村 益吉 ” ”

村 益吉 ” ”

松田 信治 ” ”

片山 勘三郎 ” ”

下段土地改良区

理事 山沢 武雄 鳥取市下段

玉野 潔 ” ”

田 益吉 ” ”

村田 榮治 ” ”

村田 榮治 ” ”

松田 信治 ” ”

片山 勘三郎 ” ”

下段土地改良区

理事 山沢 武雄 鳥取市下段

玉野 潔 ” ”

原田 靖雄 ” ”

岡本 榮二 ” ”

森 音藏 ” ”

古田 義寿 ” ”

谷口 清 ” ”

民野 嘉一 ” ”

鳥取県告示第十六号

草地改良事業受託規程を次のように定める。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

らなす。

(総則)

第一条 県は、草地の改良を図るため、この規程の定めるところにより団体又は個人の委託を受けトラクターによる草地の抜根、起土、碎土、鎮圧及び牧道設置等の作業(以下「草地改良事業」という。)を行う。

第三条 知事は、前条の申請があつたときは、特別の理由のない限り承認するものとする。
2 前項の規定による承認は第三号様式による。

(申請及び承認)

第二条 草地改良事業を県に委託しようとする者は、(以下「委託者」という。)毎年一月三十一日までに第一号様式による委託申請書に第二号様式による現況調査を添え二部知事に提出し、その承認を得なければならぬ。

(変更申請)
第四条 前条の規定により承認を受けた委託者は、作業場所又は事業量等を変更しようとするときは、あらかじめ第四号様式による変更申請書を知事に提出しその承認を得なければならない。

- 一 抜根作業 一町歩につき
- 一 起土作業 " 二〇,〇〇〇円
- 一 碎土作業 " 一三〇,〇〇〇円
- 一 鎮圧作業 " }
- 一 牧道設置 一日につき 二〇,〇〇〇円

三回掛けとし三回を越えるときは一回を増すごとに五〇〇円を加える

第五条 受託料の額は、面積、傾斜度、障害物等の状況により次の範囲内において知事が決定する。

(受託料の納付)

第六条 受託の承認をうけたものは、前条による受託料を知事の発行する納額告知書によりその指定期日までに納付しなければならない。

(受託料の還付)

第七条 次の各号の一に該当するときは、知事は、前納した受託料の全部又は一部の還付を行うことがある。

- 一 事業の実施が困難と認め中止したとき。
- 二 変更申請によつて事業量が減少したとき。

(事業完了の通知)

第八条 知事は、草地改良事業が完了したときは、すみやかにその旨を委託者に通知するものとする。

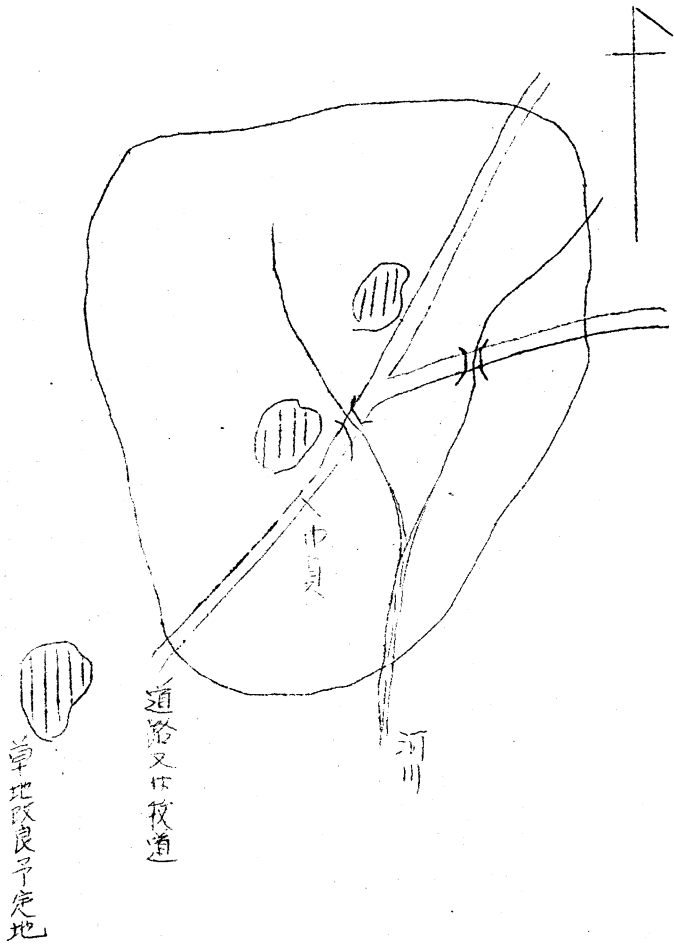
(書類の経由)

第九条 この規程により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、昭和三十一年一月十日から適用する。

実施位置要図(裏面)



第一号様式

(表面) 草地改良事業委託申請書

- 1 草地所在地
- 1 草地所有者名
- 1 草地管理者又は名称
- 1 事業の種類及び数量

抜根作業	町歩
起土作業	"
碎土作業	"
鎮圧作業	"
牧道設置	"
その他の作業	"
- 1 事業実施希望時期

事業着手	昭和	年	月	日
事業終了	昭和	年	月	日

- 1 実施位置要図 裏面のとおり

草地改良事業受託規程によつて上記により草地改良事業を依頼いたしたく申請いたします。

昭和 年 月 日

住所

氏

名 印

鳥取県知事

殿

第二号様式 草地現況調査書

所在地 市町村	番地	牧野の名称	雑灌木の発生状況 町反	面積 町反	おもな種類 おもな種類 おもな種類	発生の 粗密度	利用者の概 利用及び戸数	利用期間 日から 月日まで 日間	気象上の特異事項	その他障害物(石礫)等の存在状況	畜産頭数 乳牛 和馬 めん羊 山	気象 降雨 気温 湿度 霜 雪	地況 標高 傾斜 表土の 深さ	生育 反当生育量 キログラム 反当本数	おもな草種 おもな草種 おもな草種	草生状況 面積 町反	立木状況 町反	面積 町反	樹令 年から 年まで	利用部 落から 機械運搬 機の状態	初霜 (初雪) 月日	晩霜 (晩雪) 月日	積雪期間 月日 から 月日 まで センチ	概要 象

第三号様式

草地改良事業受託承認書

名称 記事

1、願書受理 昭和 年 月 日

2、作業目的 トラクター作業による草地改良

3、草地の所在地 郡市 町大字 字

4、草地所有者名

5、事業の種類及び面積

- 抜根作業 町
- 起土作業 "
- 碎土作業 "
- 鎮圧作業 "
- 牧道設置 "
- その他の作業 "

6、事業期間 着手予定 昭和 年 月 日
終了予定 昭和 年 月 日

7、受託料 総額 円

内訳	町	町当	円	円
抜根作業	"	"	"	"
起土作業	"	"	"	"
碎土作業	"	"	"	"
鎮圧作業	"	"	"	"
牧道設置作業	"	"	"	"
その他の作業	"	"	"	"

上記のとおり承認する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 印

殿

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

昭和三十一年度県立学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒及び別科生徒の募集並びに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県教育委員会

昭和三十一年度県立高等学校入学者選抜実施要項

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は別に示す。

二 出願資格

1 中学校を卒業した者。(昭和三十一年三月卒業見込の者を含む。)

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者。

三 出願手続

1 志願者は鳥取県立高等学校通学区に關する規則

(昭和三十年鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区に往わなければならない。

2 志願者は希望により、第一志望校の外に、第二志望校として他の学校及び課程を出願することができる。ただし、同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできなす。

3 志願者は、入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入の上、入学選抜手数料の額二百円に相当する鳥取県収入証紙をはつて(消印をしてはいけない。)(出身中学校長を経由して出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。)

4 第一志望校の校長は願書を受付けたときは、受験証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期間内に第一志望校の校長に報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 志願者の属する通学区の決定

第四号様式

草地改良事業変更申請書

1、草地所在地

1、草地所有者名

1、草地管理者又は名称

1、事業の種類及び面積

抜根作業	町歩
起土作業	"
碎土作業	"
鎮圧作業	"
牧道設置	"
その他の作業	"

1、事業実施希望時期

事業着手	昭和	年	月	日
事業終了	昭和	年	月	日

1、実施位置要図 別紙のとおり

草地改良事業受託規程によつて上記のとおり草地改良事業の変更をいたしたく申請いたします。

昭和 年 月 日

住所

氏

名 印

鳥取県知事

殿

- 1 志願者の属する通学区は志願者が生活を共にする保護者（親権者、又は後見人）の住所をもつて決定し、志願者の単獨居住等は認めない。
- 2 志願者が保護者と同居し、その住所と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際の書類を添えて提出しなければならない。
- (一) 保護者と同居の居住証明書
- (二) 現に保護者の住所地に同居して通学している旨の中学校長の証明書
- (三) 区域外就学の理由を証明するに足る書類
- 3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い、同居していない側の保護者の住所を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に、出身学校長の証明書、及び次の書類を添えて、二月十三日から二月十八日までの間に、県教育委員会（学事課）に提出し、学区の認定を受けなければならない。
- (一) 保護者の居住証明書

- (二) 別居の理由を証明するに足る書類
 - 4 前項の場合、学区制の適用を忌避する目的をもって、虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができる。
 - 5 学区外、及び県外志願者の取扱については別に定める。
 - 6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものは、それぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外、又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。
- 五 出願期間
- 1 出願期間
昭和三十一年二月二十一日（火）から二月二十八日（火）まで
毎日九時から十七時まで（日曜日は除き、土曜日は十二時まで）

六 学力検査

- 1 入学志願者はもれなく学力検査を受けなければならない。
- 2 受付場所
各第一志望校
- 郵送の出願書類は二月二十八日の消印のあるものは有効とする。
- 2 学力検査
学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十一年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行う。
- 2 検査科目
受検者は、国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、図画、工作科、保健体育科、及び職業、家庭科の八教科目の外、外国語科（英語科）（以下「英語科」という。）職業、家庭科（選択）の二教科目のうち一科目を自由選択により受検しなければならない。ただし、選択教科目の成績は総合計点には算入しない。

3 検査日時

- なお、志願者は選択教科目について、あらかじめ、英語、農業、商業、工業、家庭及び水産のうちから一科目を選んで入学志願書に明記しておくものとする。
- 3 検査日時
昭和三十一年三月十二日（一日間）九時三十分から次の時間配当によつて全県下一斉に行う。
第一時 九時三十分—十時五十分（八十分）
第二時 十一時十分—十二時三十分（八十分）
第三時 十三時二十分—十四時四十分（八十分）
第四時 十五時十分—十五時三十分（二十分）
 - 4 検査会場
検査会場は各県立高等学校ごとに設ける。
受検者は第一志望校に設けられる会場で受検するものとする。
 - 5 検査教科時間配当
国語科、社会科、数学科、理科 各四十分
音楽科、図画、工作科、保健、体育科、職業、家庭

科(必修)

各二十分

選択教科(英語科、又は職業、家庭科(選択)のうち志願者の選択する一教科) 二十分

6 学力検査問題出題方針

学力検査問題は次の各項の主旨にそつて出題する。

(一) 中学校の教育方針に反しないものであること。知識偏重に陥り、記憶のみに頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものは避ける。

(二) 既習の学力を見るだけでなく、将来の能力をも見ることできるもの、志願者の創造的能力、批判力、思考力を検査できるもの。

(三) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、又どのような地域でも教師が取扱うことのできる資料を使つて出題する。

(四) 採点を公平にすることができるとのこと。採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少く、且つ細部にまで絶対値の出るものであること。

と。

田 実施のために特別の器具、材料を要しないものであること。

丙 検査の事務処理を円滑にするものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 教育長
庶務委員 長 学事課長 委員 学事課職員若干名
問題作成 長 指導課長 委員 指導主事、事務局職員若干名
委員 高等学校、中学校 教員若干名

会場委員 長 学事課長 委員 学事課職員若干名
各高等学校長、及び所属職員若干名

ただし、各会場責任者は当該高等学校長とする。

採点委員 長 指導課長 委員 指導主事、事務局職員若干名
各高等学校長及び所属職員若干名

ただし、各会場の採点責任者は当該高等学校長とする。

2 管理委員会は次の事務を行う。

庶務 各会場、及び委員との連絡、検査問題、模範解答例の印刷配布、検査に要する経費の処理、その他いすれにも属しない事項

項

問題作成 検査問題案、及び模範解答例、並びに採点基準の作成

会場 受付、会場準備、検査実施、及び終末処理

採点 学力検査答案採点、学力検査成績簿作成、送付

3 各会場の採点責任者は別記第二号様式によつて学力検査簿一部を作成し、各受検者の得点を記入して、三月十五日までに管理委員会に提出するものとする。

4 学力検査の成績は原則として公表しない。

八 入学者の選抜

1 入学志願者の数が募集定員に満たない課程につい

ては、全員入学を建前とする。ただし、心身に異常があつて、修学にたえないと認められる者は入学を許可しないことがある。

2 入学志願者が募集定員を超過した場合は、各高等学校において、出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。

3 この場合、報告書の学習成績の発達記録と学力検査の成績とは同等に取扱う。

4 学力検査の成績については必修教科目の成績だけを選抜の資料とする。

5 入学者選抜のための身体検査、及び面接は実施しない。ただし、工業科、水産科の志願者(第二志望を含む。)に対してはそれぞれ第一志望校において学力検査終了後、色神検査、機能検査を行う。

九 入学許可者発表

期日 昭和三十一年三月十六日 十二時

場所 各高等学校

十 注意事項

- 1 本要項に関する質疑はもよりの高等学校において行うこと。
- 2 入学志願書は各高等学校で受取ること。
- 3 報告書用紙は県教育委員会の各支所で受取ること。
- 4 一たん受理した入学志願書、及び入学選抜手数料は返さなす。

第一号様式

所属学区認定願

(小学校区)

現住所

保護者氏名

(続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情により所属学区を認定していただきたく、
いので特別事情を証明する資料を添えてお願いいたし
ます。

記

一 保護者現住所

二 出身学校

- 三 旧所属学区
- 四 新所属学区
- 五 特別事情(具体的、詳細に記入する)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

印 印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

印

第二号様式

学力検査成績簿

受検番号	出身学校	必修	修	教	科	選択教科
		国語	社会	数学	理科	音楽
		図工	保健	職業	家庭	英語
						職業

注 全日制、定時制別課程別に作成すること。

鳥取県教育委員会告示第三号
昭和三十一年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次
のとおり定める。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県教育委員会

取扱要項
昭和三十一年度県立高等学校学区外志願者

一 鳥取県立高等学校通学区に関する規則(昭和三十一年鳥取県教育委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、昭和三十一年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願する者については次の各号に該当する者についてこれを許可する。

- 1 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に住所を変更する場合
 - 2 通学距離学資支弁者の関係、その他眞にやむを得ない事情で他学区の近親者の住所地に居住する場合
- 二 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は別記第一号様式による願書に出身学校長並び

に所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて
県教育委員会(学事課)に提出しなければならない。

(イ) 前項第一号に該当する場合

特別事情を証明するに足る書類

(ロ) 前項第二号に該当する場合

近親者の居住証明書

親族関係の証明書

近親者の同居承諾書及び身元引受書

特別事情を証明するに足る書類

三 県教育委員会は審査の結果願書記載の事実が眞実で事情やむを得ないと認められたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

四 虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取消し、又は所属学区の高等学校に転校させることがある。

五 願書の受付期間は二月十三日(月)から二月十八日

(土)までとする。
第一号様式

学区外高等学校出願許可願

現住所

(小学校区)

保護者氏名

(本人との続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情によつて学区外高等学校に入学志願したいので許可して下さいますよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校
- 四 志望高等学校及び課程
- 五 特別事情(具体的詳細に記入する)

本人氏名

年月日

印

保護者氏名

印

鳥取県教育委員会殿
前記の事情に相違ないことを証明する

年月日

出身中学校長

印

第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

一 現住所 県 市郡 町村 番地

二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地

三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業
第三学年

四 氏名

審査の結果事情已むを得ないものと認め左記の通り県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十一年度県立高等学校県外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県教育委員会

昭和三十一年度県立高等学校県外志願者
取扱要項

一 昭和三十一年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者(卒業見込の者を含む)で保護者(親権者、又は後見人)と共に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合
この場合は出願許可の手續を必要としなく。

県名	指定地域		許可学校
	郡	町	
兵庫県	美方郡	浜坂町 温泉町	鳥取高等学校
	苦田郡	阿波村 上加茂村、加茂町、新加茂町	
岡山県	眞庭郡	八束村、川上村、中和村	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 倉吉農業高等学校
	阿哲郡	新郷村、千屋村	
鳥根県	八束郡	美保関町、片江村、森山村	境高等学校 境水産高等学校

2 前号以外の県外志願者で、左のいずれかに該当する場合

(イ) 鳥取県内に保護者と共に住居地を変更し、引き続き従前の中学校に通学している者

(ロ) 昭和三十一年五月三十一日までに確実に保護者(親権者又は後見人)と共に鳥取県内に居住する者

(ハ) 学資支弁者その他特別の事情により高等学校進学に伴い、やむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合

- 一 前項第二号によつて県立高等学校に入学を希望する
県外志願者は別記第一号様式による願書に出身学校長
所管県教育委員会の証明書、及び次の書類を添えて県
教育委員会(学事課)に提出しなければならない。
- 1 (イ) に該当する場合
保護者、及び志願者の居住証明書
実際に居住していることを示す具体的資料(米穀
通帳等)
- 2 (ロ) に該当する場合
事情を証明するに足る資料
- 3 (ハ) に該当する場合
近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者
の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明す
るに足る書類
- 三 願書の受付期間は二月十三日(月)から二月十八日
(土)までとする。
- 四 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が眞実
で事情やむを得ないものと認められたものについて別記第

- 二 号様式による出願許可書を交付する。
- 五 出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこ
れを添えて提出しなければならない。
- 六 県外志願者については第二志望を認めない。
- 七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判
明したときは入学許可後であつてもこれを取消すこと
がある。

別記第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所

保護者氏名

(本人との続柄)

本人氏名

生年月日

私は左記の事情によつて鳥取県立

高等学校 課

程に入学志願したので許可して下さいますよう特別

事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所

二 居住予定地

三 出身学校

四 特別事情(具体的、詳細に記入する)

年 月 日

本人氏名

印

保護者氏名

印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明する。

年 月 日

出身中学校長

印

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

一 現住所

県

市郡 町村

番地

二 居住予定地

鳥取県

市郡 町村

番地

三 出身学校

県

市郡 町村

中学校卒業第三学年

四 氏名

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五
条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者住所氏名

西伯郡境港町佐斐神二二四八ノ二番地

竹本俊美

昭和八年四月九日生

二 聴聞の期日
昭和三十一年一月二十日 午後一時から
三 聴聞の場所
西伯郡境港町中町 境港警察署会議室

人事委員会規則

昭和三十一年二月分の給料の支給期日の特例に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年一月十三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第一号

昭和三十一年二月分の給料の支給期日の特例に関する規則

例に関する規則

職員のうち、昭和三十一年一月分の給料の百分の二十五に相当する額（以下「繰上げ額」という。）を支給された職員については、昭和三十一年二月分の給料のうち、繰上げ額と同額を昭和三十一年一月二十一日に支給する

ものとす。但し、昭和三十一年二月分の扶養手当及び勤務地手当の支給期日は、昭和三十一年二月二十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所
鳥取県 鳥取市 鳥取町 鳥取県 印刷所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金